

物 品 の 購 入 等

競 争 入 札 参 加 資 格 審 査

申 請 の 手 引 き

【令和3・4年度用】

福 島 町 総 務 課

物品の購入等

競争入札参加資格申請の手引き

この申請手続きは、令和3年度及び令和4年度に福島町が発注する物品の購入、印刷物、役務、業務委託等の契約（以下「物品の購入等」という。）に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者となりますと令和3年度及び令和4年度の競争入札参加資格者名簿に登載されます。

第1 資格審査申請書の留意事項

1 審査基準日

資格審査の基準日は、令和3年1月1日です。

2 種 別

- (1) 福島町では、別表1の業種別分類表の分類に区分をしていますので、申請者は営業内容等を十分検討して希望する業種を定めてください。
- (2) 別表1の「業種別分類表」の「備考」欄に記載している（ ）書きで示した許可、認可、登録等が営業に必要な場合には、別表2の「営業許可等一覧」に示す許認可等を有していることが必要です。

3 資格要件

競争入札資格申請者は、次に掲げる要件を満たしている者としします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4の規定により、競争入札等への参加を排除されていないこと。
- (2) 令和3年1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 個人にあつては、従業員の数が1人以上（代表者を含む）であること。
- (4) 別表1業種別分類表の「中分類」の欄中「50 フォーム印刷」、「51 凸版印刷」、「52 凹版印刷」、「53 平版印刷」、「54 孔版印刷」を希望する場合は、希望する印刷物の製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合も含む）していること。

4 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次のとおり行いますので、この期間内に申請をして下さい。

- (1) 令和3年2月1日（月）から2月26日（金）まで
受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時（土・日曜日及び祝日は除く。）
※注1 受付期間終了後の申請は、受理できませんので注意してください。

注2 申請は1回限りですので、希望する業種をもれなく記入してください。

5 申請受付窓口

福島町役場 総務課 財産管理係（役場庁舎2階）

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島820番地

TEL 0139-47-3001

6 有効期間

福島町の資格審査は、隔年制を採用しておりますので、競争入札参加資格の有効期間は、令和3年度及び令和4年度の2年間です。

7 提出書類等

競争入札参加資格審査に必要な提出書類は、次のとおりです。

①物品の購入等競争入札参加資格申請書

②商業登記簿謄本（コピーでも可）・・・法人の場合（発行から3ヶ月以内のもの）

③身分証明書（コピーでも可）・・・個人の場合（発行から3ヶ月以内のもの）

④営業証明書（コピーでも可）・・・個人の場合（発行から3ヶ月以内のもの）

⑤納税証明書（コピーでも可）・・・全ての申請者

※町外業者の場合

国 税・・・法人税及び消費税（様式その3（未納税額のないこと用）でも可）

道 税・・・法人（個人）事業税・法人道民税（未納税額のない証明でも可）

※町内業者の場合

国 税・・・消費税（様式その3（未納税額のないこと用）でも可）

町 税・・・法人（個人）町民税・固定資産税・国民健康保険税

⑥印鑑証明書（コピーでも可）・・・全ての申請者

⑦従業員名簿（別記様式1）・・・個人の場合

⑧損益計算書・・・全ての申請者

※最近1年間の収支計算書

⑨許認可等に関する書証の写し・・・営業に関し法令の規定に基づく許認可等を必要とする場合

⑩委任状（別記様式2）・・・支店、営業所等が代理申請の場合

※要件を満たしていれば会社の独自様式でも可）

⑪機械器具設備状況（別記様式3）・・・印刷部門の中分類（50～54）に該当する場合に提出

⑫誓約書（別記様式4）・・・全ての申請者

8 審査の結果通知

審査の結果、競争入札参加資格者名簿に登載されない場合のみ通知いたします。

第2 変更等の取扱

資格の有効期間内に次の事項に変更があったときは、所定の書類がありますので、速やかに提出してください。

- (1) 資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転した場合

「競争入札参加資格変更審査申請書」

- (2) 名称、商号、組織、代表者又は本店（支店）所在地等を変更した場合

「競争入札参加資格関係事項変更届」

申請書類の作成要領

第1 物品の購入等競争入札参加資格審査申請書

〔申請書記載要領〕

- ①年月日・・・・・・申請書の提出月日
- ②郵便番号・・・・・・必ず記入してください。
- ③電話番号・・・・・・代表する電話番号を記入してください。
- ④住所・・・・・・法人は本店を、個人はその本拠となっている住所を記入してください。
- ⑤商号・名称・・・・法人は登記されている商号、個人は使用している名称を記入してください。ふりがなも忘れずに記入してください。
- ⑥代表者・・・・・・法人は代表する役職名と氏名、個人は戸籍上の氏名を記入してください。又、ふりがなも忘れずに記入してください。
- ⑦ ⑧ ⑨・・・・・・代表者印又は実印を押してください。
- ⑧代理申請・・・・・・本社（本店）に代わり支店・営業所等が申請する場合に記入してください。（委任状を添付してください。）

1. 事業所の概要

- ① 資本金及び従業員
 - ㊦資本金は、基準日前日（12月31日）の払込済（登記済）資本金を記入してください。
 - ㊧従業員の数は、代表者、本店、支店、営業所を含めた全部の数を記入してください。
 - ㊨個人及び資本金が100万円未満の法人は、従業員名簿を提出することになりますので、従業員名簿の人数を記入してください。

2. 最近1年間の収支決算

- ① 個人の場合は、令和2年分の決算を記入してください。
- ② 法人の場合は、基準日直前第1期分の決算を記入してください。なお、決算期間の変更により12ヶ月に満たない場合は、第2期分の決算を併せて記入してください。
- ③ 期間は、収支決算の期間を記入してください。
- ④ 収支決算額は、(1)と(2)の金額は一致しますので注意してください。
- ⑤ 納税証明書は、令和2年度分を添付してください。

3. 希望する業種の分類

主たるものから順に「別表1」の業種別分類表の番号を記入してください。取扱品目は、実際に取り扱っている主なものを数点記入してください。

例) 取扱品目が、パソコン・テレビ・冷蔵庫などの場合は、大分類が「4 事務部門」と「1 産業部門」の2部門になりますので、主とする部門を先に記入します。
この例の場合は、パソコンを主として記入してみました。(次項)

<記入例>

順位	大分類	中分類	左記の中分類の内容（取扱品目を具体的に記入してください。）
1	4	40	パソコン
2	1	05	テレビ、冷蔵庫、洗濯機
3			
4			

4. 営業に必要な許可等

希望する分類で、「別表1」の業種別分類表上の備考欄の（ ）書きで示した営業に関する許可等を要する場合において、「別表2」の営業許可等の一覧を確認のうえ、該当するところに○を付けてください。（営業許可等の写しを必ず添付してください。）

5. 官公庁への納入実績

「2 最近1年間の収支決算」に記入した決算額のうち官公庁と契約（納入）した分（団体、PTAなどの経費分は除く。）を福島町と国、道、市町村、公社等に分けて記入してください。

別表 1 業種別分類表

大分類	中 分 類		備 考 (営業に関する許認可等)
1 産 業 部 門	01	土木建設機械器具	特殊車両含む
	02	農林業用機械器具	特殊車両含む
	03	漁業用機器及び資材	船舶、船舶用品等
	04	設備用機器及び資材	空調設備等
	05	電気・通信機器及び資材	家庭用電気製品、照明器具、電線等
	06	工作機械器具	
	07	建 材 類	畳、建具、表具、塗装、ブロック類、ヒューム管等
	08	原 材 料 類	原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、コンクリート管等 (採石業、砂利採取業登録)
	09	農林業用種苗薬品資材類	庭石、黒土等 (肥料、農薬届出、動物医薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定)
	10	機 械 修 繕	
	11	火 薬 類	(火薬類許可)
	12	そ の 他	組立ハウス、工業薬品 (毒劇物登録)、ワイヤー、コンテナ、ガス類 (高圧) 等
2 衛 生 部 門	20	医 療 機 器	(医療用具届出)
	21	医療用品類	(医療用具届出)
	22	医 薬 品	(医薬品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定)
	23	一般薬品資材類	医療用ベット等
	24	そ の 他	放射線防護用品等
3 教 育 研 究 部 門	30	教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、ミシン、模型、標本等
	31	理化学機器及び資材	光学機器、実験機器、分析機器等
	32	計測機器類	計量用計器、音響測定器等 (計量器販売登録)
	33	図書及び定期刊行物	地図類の販売含む
	34	運 道 具	剣・柔道具、スキー、スケート、野球用品、レジャー用品等
	35	動 物	鳥・魚・虫類を含む、モルモット (家畜商免許)
	36	そ の 他	美術工芸、囲碁、将棋、スライド、額縁等
4 事 務 部 門	40	事務用機器	計算機、電算機、複写機、事務用電気製品等
	41	家具・調度品	木製・鋼製家具、黒板、カーテン、じゅうたん等
	42	文具・用紙類	文房具、既成印、洋・和紙、加工紙等
	43	印 章	作製印等
	44	写 真 類	カメラ、印画紙、DPE等
	45	そ の 他	レコード、テープ類等

大分類	中 分 類		備 考（営業に関する許認可等）
5 印 刷 部 門	50	フォーム印刷	
	51	凸版印刷	シール印刷、ステッカー印刷含む
	52	凹版印刷	
	53	平版印刷	スクリーン印刷、地図類の印刷含む
	54	孔版印刷	タイプオフセット含む
	55	複写類	青写真、マイクロ写真類等
	56	製本	
	57	印刷機器及び資材	事務用を除く
	58	その他	
6 車 両 部 門	60	自動車	
	61	自転車・その他車類	
	62	車両用品	
	63	車両修繕	（工場認証・認定・指定）
	64	その他	
7 油 電 脂 力 燃 料 部 門 ・	70	車両燃料	船舶用含む（石油製品届出、揮発油登録）
	71	暖房燃料	LPガス含む（石油製品届出）
	72	油脂類	
	73	染料	
	74	電力	電力供給
	75	その他	
8 織 維 皮 部 革 部 門	80	被服類	軍手、ゴム製品含む
	81	寝具類	
	82	靴・鞆類	
	83	一般繊維・皮革類	洋品、服地、衣料、テント、毛皮、シート等
	84	その他	ウェス、ロープ等
9 そ の 他 の 部 門	90	保安消防器材	標識類、交通安全施設、避難設備等
	91	記章・プレート・旗類	トロフィー・盾・のぼり・どんちょう・幕布・ワッペン・腕章等
	92	広告物・看板類	パネル、懸垂幕、広告用風船・マッチ等
	93	時計・貴金属類	
	94	食料品等	茶類含む（食品販売登録、衛生食品営業許可、米穀卸小売業者登録証）
	95	金物・陶磁器類	厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具含む
	96	日用雑貨 洗濯 その他	ワックス類、洗剤類、袋類、煙草用具等 仏具、ビニール加工製品等
10 特 殊 部 門	100	百貨店・総合商社	（大規模店舗届出）
	101	不用品回収	金属・紙
	102	役務等	賃貸、修理（専業）、運送等
	103	業務委託	ビル管理、清掃、電気・ボイラー等の保守・運転、電話交換、警備、電子計算、消防施設・し尿浄化槽等の点検保守等（各種資格・免許・認可等）

注 備考欄の（ ）書きした許可、免許、登録等を有する場合は、証書等の写しを提出すること。

別表２ 営業許可等一覧

営業に関する許可等	略 称	営業に関する許可等	略 称
採石業者登録	採 石	砂利採取業登録	砂 利
火薬類販売許可	火 薬	肥料販売業開始届	肥 料
農薬販売業者届	農 薬	覚せい剤原料取扱者指定	覚せい
計量器販売等事業登録	計 量	家畜商免許	家 畜
指定自動車整備事業指定	指 定	優良自動車整備業者認定	認 定
自動車分解整備事業認証	認 証	揮発油販売業者登録	揮発油
石油製品販売（開始）業届	石 油	食品衛生法による営業許可	食 品
高圧ガス販売営業許可 液化石油ガス販売事業許可	ガ ス	毒物薬物（特定・農業用・一般） 販売業登録	劇毒物
医療用具販売業届 医療用具輸入販売業許可	医 療	動物用医薬品（特例・薬種商・ 一般）販売業許可	動物薬
薬局開設許可 医薬品（一般・特例・輸入）販売業許可	医 薬	卸売業者・特定米穀販売業者登録 小売販売業者登録	米 穀
麻薬卸（小）売業者免許	麻 薬		